



すまいのひろば



ユトジランド
への入口

2026年(令和8年) 4月号



【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

令和8年度住宅使用料等の支払いスケジュール

住宅使用料等の納期限は月末です。ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、翌月の最初の営業日となります。

住宅使用料	納期限(引落日)	住宅使用料	納期限(引落日)
令和8年4月分	4月30日(木)	令和8年10月分	11月 2日(月)
5月分	6月 1日(月)	11月分	11月30日(月)
6月分	6月30日(火)	12月分	1月 4日(月)
7月分	7月31日(金)	令和9年 1月分	2月 1日(月)
8月分	8月31日(月)	2月分	3月 1日(月)
9月分	9月30日(水)	3月分	3月31日(水)

1 口座振替をご利用の方へ

口座振替をご利用の方に、住宅使用料等の振替予定金額と振替金融機関をお知らせする「住宅使用料等納入通知書兼口座振替案内書」を4月末日までにお送りします。

年度の途中で減免が終了する方の案内書には、直近の減免期間終了後の住宅使用料欄に**減免の継続手続きをしない場合の金額を表示**していますのでご注意ください。

なお、地域特別賃貸住宅・特定公共賃貸住宅にお住まいの方には、すでに昨年12月にお送りしています。

残高不足で引落しができないことがないように、**引落日の前日までに振替口座へ入金してください。**

また、引落日状況を確認するために、通帳への記帳を定期的に行うことをお勧めします。引落しができなかった場合には、翌月20日頃に納付書を郵送しますので、最寄りの金融機関でお支払いください。

も く じ	● 令和8年度住宅使用料等の支払いスケジュール.....	12
	● 収入超過者について～都営住宅の明渡し努力義務があります～.....	3
	● 法令等に基づく建物・施設の点検について.....	3
	● 使用承継(名義人の変更)に関するお知らせ.....	4
	● オンライン申請でぐっと便利に！.....	5
	● 東京都立病院機構からのお知らせ.....	5
	● 地震に備えたエレベーターの安全知識.....	6
	● ご自身で浴槽・風呂釜を設置している方へ.....	7
	● 巡回管理人が定期訪問の希望調査を行います.....	7
● 「住宅用火災警報器」を取り替えています！.....	8	

4月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落日)は、4月30日(木)です。

口座振替ご利用の方は、事前に残高の確認をお願いします。

2 納入通知書をご利用の方へ

令和8年度の「住宅使用料等納入通知書」の発送日は、毎月20日頃です。**使用料等は納期限までにお支払いください。**

- ①納入通知書を紛失された場合は、JKK東京ホームページ「オンライン手続一覧」から再発行請求ができます。又は、JKK東京お客さまセンター（8ページの電話番号①）へご連絡ください。
- ②視覚障害者の方には、納入通知書を送付する封筒への点字表示が可能です。ご希望の方は、JKK東京お客さまセンター（8ページの電話番号①）にご連絡ください。納入通知書に記載されている内容については、ご家族、介助者等の方が視覚障害者の方へお伝えください。

簡単・便利・確実な口座振替・自動払込をご利用ください！

らくらく

当月分を月末*に
指定口座から自動振替

※金融機関休業日の場合は翌営業日

あんしん

金融機関に並ぶ必要なし
支払い忘れの心配も不要



▶▶▶ お手続きは簡単！3ステップ

ステップ
1

口座振替(自動払込)依頼書の請求

口座振替(自動払込)依頼書は、JKK東京ホームページ「オンライン手続一覧」からオンラインでご請求ください。又は、JKK東京お客さまセンター（8ページの電話番号①）へご連絡いただければ、ご自宅へお送りします。

ステップ
2

必要事項を記入し届出印を押印

口座振替を利用したい口座の情報や名義人番号などの情報を記入し、届出印を押印してください。

ステップ
3

金融機関へご提出

口座振替を利用したい口座のある金融機関窓口へ直接ご提出ください。

原則として、月の前半までに手続きをしていただくと翌月から、後半の手続きになりますと翌々月から引落としになります。

万が一、引落としができなかった場合は、翌月に納付書をお送りしますので、その納付書を各金融機関の窓口にお持ちになり、お支払いください。



納付書の再発行、口座振替(自動払込)依頼書のオンライン請求は、JKK東京ホームページ「オンライン申請一覧」から申込みしてください。

スマホ等で右記二次元コードを読み取り、JKK東京ホームページ

> 都営住宅等にお住まいの皆さまへ

> 「オンライン手続一覧」

> 届出用紙等の請求・再発行

> 1. 住宅使用料等 口座振替(自動払込)依頼書の請求

> 4. 住宅使用料等 納付書の再発行

※初めてご利用の際は、「LoGoフォーム」新規アカウント登録が必要です。



収入超過者について

～都営住宅の明渡し努力義務があります～

都営住宅は、住宅に困っている収入の少ない方のためのセーフティネットとして、低廉な家賃で賃貸する公共住宅です。

都営住宅は、真に住宅に困窮する方に公平かつ適正に供給する必要があるため、公営住宅法や東京都営住宅条例では、収入超過者に対して、都営住宅の明渡し努力義務を定めています。

都営住宅に入居を希望しながら入居できない多くの方々のためにも、収入超過者は、都営住宅の明渡しに努めていただくようお願いします。

なお、収入超過者には「収入超過についてのお知らせ」を5月中旬頃にお送りする予定です。

収入超過者についてのQ&A

Q 収入超過者とは、どのような人ですか？

A 都営住宅に3年以上入居している方で、入居収入基準を超えた方です。

入居収入基準は認定所得月額15万8千円ですが、高齢者世帯や障害者世帯等については、基準が緩和され、認定所得月額21万4千円となります。

Q 認定所得月額とは、何ですか？

A 毎年7月7日までに提出していただく「収入報告書」に基づいて認定する所得月額をいい、都営住宅の使用料を決定する基礎となるものです。

なお、ご自身の認定所得月額及びその計算式は、2月にお送りした「令和8年度収入認定通知書兼使用料決定通知書」及び同封の「令和8年度収入認定通知書兼使用料決定通知書」のしおり等をご覧ください。また、計算式はJKK東京ホームページでもご確認いただけます。



JKK東京ホームページ 都営住宅等にお住まいの方
>よくあるご質問>使用料の手続き



Q 収入超過者になると使用料がどのようにになりますか？

A 収入超過者になってからの期間に応じて毎年、割増率が上がっていき、最終的には近傍同種の住宅（近隣の民間賃貸住宅）の家賃並みの使用料となります。

法令等に基づく建物・施設の点検について

JKK東京では、みなさんがお住まいの団地の住棟内・集会所(室)等で消防設備・建築設備や、エレベーター・受水槽・ポンプなどの施設点検を法令等に基づき定期的に行っています。

点検は、JKK東京と契約した事業者が行います。住棟内・集会所(室)等で点検のお知らせや掲示等があった場合は、点検作業にご協力をお願いします。



パン田先生と都道府県について学ぼう！～パン田先生と行く日本全国の旅～

第1回 北海道ほっかいどう（道庁所在地：札幌市さっぽろし）

北海道は日本で一番北に位置していて、豊かな自然に恵まれた広い大地が特徴だよ。農業、漁業、畜産業が盛んで、乳製品やジャガイモ、タマネギの生産量は日本一なんだ。カニやサケなどの海産物も豊富だよ。

問題▶ユネスコの世界自然遺産に登録されている北海道北東部にある地名を答えよう！

▶答えは6ページ



使用承継(名義人の変更)に関するお知らせ

名義人の死亡、離婚又はパートナーシップ関係の解消による転出等のやむを得ない事情があり、同居者が都営住宅等に引き続き居住することを希望するときは、JKK東京の窓口センターに「住宅世帯員変更届」及び「住宅使用承継申請書」を提出し、東京都の許可を受けなければなりません。

使用承継できる方は、原則として正式同居許可を受け、**継続して居住している名義人の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方**に限ります。

- ※ 特に居住の安定に配慮する必要がある高齢者・障害者・病弱者の方については、名義人の三親等内の親族まで許可される場合があります。
- ※ 都民住宅（地域特別賃貸住宅・特定公共賃貸住宅）にお住まいの方は、名義人の配偶者及び三親等内の親族又はパートナーシップ関係の相手方であれば許可されます。

《ご注意ください！》

- 承継しようとする方が**名義人の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方**であっても、以下のような場合には、**使用承継できません**。
 - ・承継事由が発生した時点で、**承継しようとする世帯の収入の合計が入居収入基準を超過している**。(以下の事例を参照)
 - ・同居許可を受けずに不正に居住している。

【事例：両親及び息子の3人世帯のケース】



名義人(父)



名義人の配偶者(母)



同居者(子)
(所得の高い方)

承継事由発生！

名義人の死亡又は離婚による転出等

世帯に所得者が同居し、世帯収入の合計が入居収入基準[※]を超えている場合は、**名義人の配偶者であっても、使用承継を許可できません**。

名義人が配偶者に代わることにより、現在減免を受けている方や、収入に変動がない方であっても、収入超過となる場合があります。

※入居収入基準：認定所得月額15万8千円

ただし、高齢や障害等で一定の要件を満たす世帯は、21万4千円に基準が緩和される場合があります。

- 使用承継許可を受けないまま、**名義人の死亡、離婚又はパートナーシップ関係の解消による転出等が発生した日から6か月を過ぎた場合には、その翌月から近傍同種の住宅（近隣の民間賃貸住宅）の家賃相当額を負担していただくこと**になります。

使用承継許可には、条例等に基づく収入基準、申請理由、住宅使用料等の支払状況、入居年数などの詳細な要件があります。お問い合わせは、JKK東京お客さまセンター（8ページの電話番号①）にご連絡ください。

オンライン申請でぐっと便利に！

スマホ・パソコンから24時間いつでも申請可能です

都営住宅等の一部の届出や届出用紙等の請求は、スマートフォンやパソコンからオンラインで申請できます。交通費や郵送代もかからず、窓口センターでお待たせすることもあります。好きな場所で、好きなタイミングで必要な手続きができます。対象となる手続きは、JKK東京ホームページの「オンライン申請一覧」でご確認いただけます。ぜひ、ご活用ください。



まずはJKK東京ホームページにGo！

都営住宅・都施行型都民住宅
「オンライン申請一覧」



- ▶ 初めての方は新規アカウント登録
- ▶ 対象手続きを選択し、必要項目を入力
- ▶ 添付書類はカメラで撮って送信
- ▶ 数日後、結果をマイページで確認



東京都立病院機構からのお知らせ

胃がんとピロリ菌の関係

胃がんの原因として、塩分過多の食事やアルコール、喫煙などが挙げられますが、なかでもピロリ菌の感染が最も大きな要因です。



地方独立行政法人

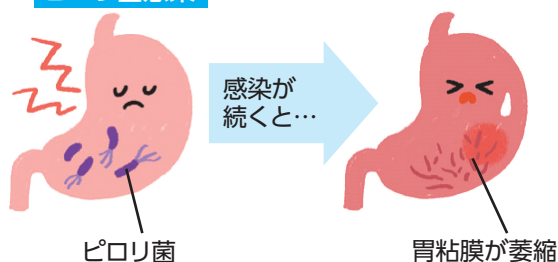
東京都立病院機構

Tokyo Metropolitan Hospital Organization

口から入ってくる細菌などを退治するため、胃のなかは強い酸性

に保たれています。しかし、ピロリ菌は自らの周囲を中性にすることで胃のなかで生き延び、胃の粘膜に付いて炎症を引き起こします。炎症が起こると胃粘膜は徐々に薄くなり、萎縮性胃炎になります。

ピロリ菌感染



ピロリ菌の感染期間が長いほど萎縮性胃炎になりやすく、範囲が広いほど胃がんのリスクが高まります。また、ピロリ菌による細胞のダメージが、がんのリスクをさらに高めると考えられています。

血液検査でピロリ菌の抗体などを調べることができますが、まれに誤って陰性と出ることがあるため、念のため胃内視鏡検査（胃カメラ）をしておく安心です。

ピロリ菌に感染していることがわかったら、除菌治療を行います。決められた期間、用法用量を守って薬を服用します。

ピロリ菌を除菌することにより胃がんになる確率はグンと下がりますが、まったくゼロになるわけではありません。ピロリ菌除菌後も1、2年に1度は胃カメラによる検査を受けるとよいでしょう。

胃がんとピロリ菌の関係
詳細はこちらから



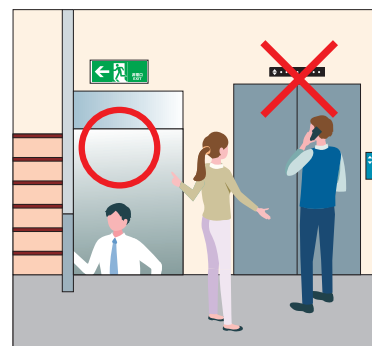
機構LINEにて
その他のコラムも発信中



地震に備えた エレベーターの安全知識

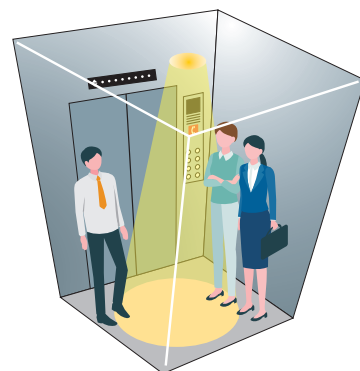
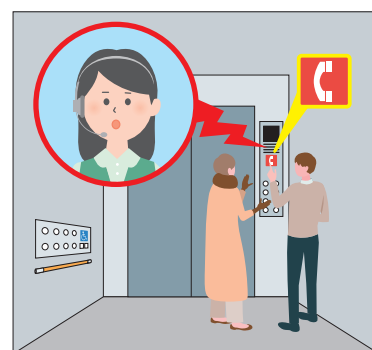
危険！避難にはエレベーターを利用しないで！

- ◆地震直後にエレベーターが動いていても、余震・停電・故障・建物損傷などで緊急停止し、**閉じ込め**られるおそれがあります。



エレベーター利用中に地震に遭遇したら・・・

- ◆エレベーターは、地震を感知すると最寄階で自動的に停止する安全装置が付いていますが、揺れを感じたら、まず、ご自身で行先階ボタンを「**すべて**」押してください。最初に停止した階で降り、階段などを利用して避難してください。
- ◆もしもエレベーター内に閉じ込められた場合、**無理に脱出すると大変危険**です。インターホンで通報し、救出をお待ちください。インターホンは、非常呼びボタンを「**約5秒以上押し続ける**」と外部と通話できます。
- ◆エレベーターは、地震で停電が発生しても、非常照明が点灯し真っ暗になることはありません。落ち着いて外部と連絡をとり救出をお待ちください。



エレベーターの復旧に関するご理解とご協力をお願い

- ◆おむね震度4以上の地震の場合は、**お住まいのみなさんからご連絡を頂かなくても、エレベーター保守管理会社が順次、復旧対応します。**
- ◆地震等で多くのエレベーターが停止した場合は、復旧に「**大幅な時間を要す**」ことも予測されます。
- ◆エレベーターの復旧は、閉じ込めが発生している建物や、病院などの災害弱者の利用する建物などが優先されます。また、大規模地震の場合、複数台設置されている建物におきましては「**1棟に対し1台の復旧**」が原則となるため、全てのエレベーターが復旧するには時間を要することがあります。
- ◆お住まいのみなさんには、ご不便とご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。



ご自身で浴槽・風呂釜を設置している方へ

みなさんがご自身の費用で設置した浴槽・風呂釜が故障した場合に、東京都の費用負担で浴槽・給湯設備を設置します。ご希望の方は以下を確認のうえ、お申し込みください。

申込要件

- (1) ご自身で設置した浴槽・風呂釜が故障していること。
 - (2) 浴槽・風呂釜を取り替えた場合は、住宅使用料を改定するため、改定について同意をしていただくこと。(注1)
 - (3) ご自身で設置した浴槽・風呂釜を自己負担で撤去・処分すること。(注2)
 - (4) 住宅使用料を滞納していないこと。
 - (5) 認定所得月額が、一般都営住宅の入居収入基準を超えていないこと(収入超過者・高額所得者はお申し込みできません)
- (注1) 住宅使用料の改定の目安：月額500円～3,000円程度の増額
・増額する金額は、世帯の収入区分に応じて異なります。
・正式な金額は、浴槽・風呂釜の取替工事実施後に通知書でお知らせします。
- (注2) 撤去・処分は、取替えを行う施工事業者に自己負担で依頼することもできます。

申込方法

JKK 東京お客さまセンターへお電話、又はオンラインで申込書類を請求してください。申込書類が届きましたら、受持ちの窓口センターに郵送又は持参で提出してください。
※申込後、要件に該当するかの審査を経て、順次、施工事業者からご連絡し、現地調査・設置工事を行います。

申込期間

令和8年4月1日(水)から令和8年12月28日(月)まで
※想定を超える申込みがあった場合には、申込期間中でも受付を終了することがあります。

■ 申込書の請求先

- お電話の場合 8ページ「JKK東京お客さまセンター」電話番号①へ
- オンラインの場合 JKK東京ホームページ>都営住宅等にお住まいの皆さまへ
>都営住宅等の主な手続き>オンライン申請一覧
届出用紙等の請求・再発行「6. 浴槽・給湯設備設置工事申込書の請求」



■ 工事内容のお問い合わせ先

8ページ「JKK東京お客さまセンター」電話番号②へ

巡回管理人が定期訪問の希望調査を行います

都営住宅等では、窓口センターに自ら出向くことができず訪問を希望する方に、巡回管理人が2か月に1回程度定期的に訪問し、各種申請の取次ぎや相談等の支援を行っています。

令和8年4月から令和9年3月にかけて対象となる世帯に対して希望調査を行うため、巡回管理人がご自宅を訪問させていただきます。

対象となる世帯

令和8年3月以前に入居し、現在定期訪問の対象になっていない80歳以上の方のみの世帯。

不在の場合

ご不在時には、玄関ポストに「質問ハガキ」を投函します。質問に回答のうえ、ご返送ください。



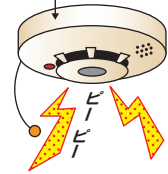
「住宅用火災警報器」を取り替えています！

住戸内に設置している住宅用火災警報器の取替工事を進めています。

この警報器は東京都火災予防条例により設置及び維持管理が義務付けられた設備ですので、概ね10年で定期的な取替えが必要です。お住まいのみなさんの不在等により取替えができていない場合、火災の発見が遅れる可能性があります。工事のお知らせがあった場合は、取替作業にご協力をお願いします。

また、住宅用火災警報器が設置されていない場合は、JKK東京お客さまセンター（下記の電話番号②）へご連絡をお願いします。

この部分に設置年度が記載してあります



◆訪問販売等の悪質な事業者にご注意ください◆

取替工事は JKK 東京が発注した工事会社が行います。
費用は一切かかりません。みなさん自身で購入する必要もありません。

もし警報音が鳴ったときは…

◆火災のとき◆

火元を確認し避難してください。119番通報と可能であれば初期消火を行ってください。消防への通報とあわせて、JKK東京お客さまセンター（下記の電話番号②）にもご一報ください。

◆火災ではないとき◆

本体の警報停止ボタンを押していただくか、ひもを引いてください。警報音が止まり、通常の状態に戻ります。その後、室内の換気をしてください。

JKK東京お客さまセンター

月曜日及び休日の翌日は、電話が混みあい、つながりにくい場合があります。
お急ぎでない方は、別の日にご利用ください。

受付時間 9時～18時（土日・祝日・年末年始を除く）

① 各種手続き 使用料のお支払い 住まい方のご相談

都営住宅等の
「オンライン
申請一覧」は
こちら






 **0570-03-0071** 
☎03-6279-2652 

② 修繕のお申込み・ご相談

漏水等の緊急修繕、事故や火災、
断水、居住者の安否に関わる緊急
のご用件は24時間365日電話対応

緊急を除く
住戸内専用
「修繕メール」
はこちら



 **0570-03-0072** 
☎03-6279-2653 

・ナビダイヤルは、各携帯電話事業者が提供する無料通話や通話料定額プランの対象外です。

また、使用している回線・端末によって通話料が異なります。

料金ガイダンス又はナビダイヤルのホームページをご確認ください。

※ナビダイヤルに発信後、冒頭に流れる料金ガイダンス中については、通話料は発生しません。

・「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

お手続き等に
関する「よくある
ご質問」はこちら




 東京都住宅政策本部ホームページ

東京都住宅政策本部

🔍 検索



 JKK東京ホームページ「都営住宅等にお住まいの皆さまへ」

都営住宅 お住まいの皆さま

🔍 検索



「すまいのひろば」外国語版はこちら
Foreign-language versions



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています。

「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。
SAVE THE GREEN EARTH!